

給与勧告・報告の骨子（平成 22 年）

滋賀県人事委員会

本年の給与勧告・報告のポイント

2 年連続の平均年間給与引下げ（ 7.7 万円， 1.18%） 過去 5 番目の引下げ幅

公民較差（0.11%）を解消するため、地域手当引上げ
中高年齢層（40 歳台以上）を引き下げた国に準じて給料表を引下げ（平均改定率 0.1%）
（引下げ分については、地域手当引上げ）
期末・勤勉手当（ボーナス）を民間の支給割合にあわせて 0.2 月引下げ
昭和 38 年度以来、47 年ぶりに 4 ヶ月分を下回る

1 公民較差

(1) 公民較差

0.11% 451 円 [1.26% 4,985 円]（参考）人事院勧告 官民較差 0.19% 757 円

注 1 [] 内は、平成 20 年度から平成 22 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による給与の減額措置後の額（率）である。

2 特例条例による減額措置前の公民較差を基礎として勧告を行っている。

(2) 改定

0.09% 378 円（内訳：地域手当 378 円）

（参考）[] 内は、特例条例による減額措置後の額である。

現 行 平均給与月額 399,099 円 [394,565 円] 平均年間給与 6,532,000 円 [6,453,000 円]

改定後 平均給与月額 399,477 円 [394,938 円] 平均年間給与 6,455,000 円 [6,376,000 円]

（行政職、平均年齢 43.9 歳）

2 改定等の内容

(1) 月例給

平成 22 年 4 月 1 日から給料表の改定が行われるまでの間

地域手当を引上げ 県内地域：5.0% 5.1% 東京都特別区：16.5% 16.75%

給料表の改定以降

・ 給料表の改定内容

国に準じて給料表引下げ(平均改定率 0.1%)改定（医療職給料表(1)等については、改定なし）

中高年齢層（40 歳台以上）について給料月額を引下げ

・ 給料表引下げ分については、地域手当を引上げ

県内地域：5.1% 5.2% 東京都特別区：16.75% 17.0%

(2) 期末・勤勉手当 民間の支給割合（3.96 月）に見合うよう 0.2 月引下げ

年間支給月数を 4.15 月から 3.95 月に改定（参考）人事院勧告 年間支給月数 4.15 月 3.95 月

平成 22 年度については、12 月期から 0.2 月引下げ

平成 23 年度以降については、6 月期から 0.05 月、12 月期から 0.15 月引下げ

(3) 実施時期

(1) については平成 22 年 4 月 1 日から、(1) および(2)については条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から実施

3 その他

(1) 人事評価制度の確立

引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた取組みを進めることが必要

(2) 時間外勤務の縮減

- ・ 引き続き、管理職をはじめ職員一人ひとりの強い自覚のもと、目に見える縮減に向けて、全職員が一丸となって取り組むことが必要
- ・ 60 時間の時間外勤務時間の積算基礎に日曜日またはこれに相当する日の勤務時間を含めることが必要

(3) メンタルヘルス対策の充実

総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の一層の充実に努めることが必要

(4) 人材育成の推進

自律型人材育成制度については、試行等を通じて運用上の問題点の検証を行いつつ、組織全体で実効ある取組みを行うことが必要

(5) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

- ・ 女性職員の登用や職域の拡大に引き続き努めることが必要
- ・ 引き続き仕事と生活の調和の推進に努めることが必要

(6) 高齢期の雇用問題

国の動向に留意することが必要

(参考) 勧告による平均年間給与の推移

年度	年間給与影響額	増減率
平成 12 年度	72,000 円	1.05%
平成 13 年度	17,000 円	0.24%
平成 14 年度	159,000 円	2.32%
平成 15 年度	171,000 円	2.55%
平成 16 年度	0 円	0%
平成 17 年度	3,000 円	0.05%
平成 18 年度	32,000 円	0.48%
平成 19 年度	32,000 円	0.47%
平成 20 年度	3,000 円	0.05%
平成 21 年度	154,000 円	2.33%
計	573,000 円	
平成 22 年度	77,000 円	1.18%